

三重県公報

第七千五百六号

昭和二十九年六月五日

土曜 日

主要目次

告示

- 一 県営町屋用土地利用改良事業計画の確定
- 一 新井土地改良区の監事の就任、退任
通知照会
- 一 町村合併等に伴う宗教法人規則の変更手続について
時間勵行強調運動について
- 一 雑報
理（美）容師免許証の無効について
- 一 お知らせ
六月県議会議事日程について

告示

◎三重県告示第四百三十五号
県営町屋用土地利用改良事業計画を、昭和二十九年五月二十七日確定した。
昭和二十九年六月五日
三重県知事 青木 理

◎三重県告示第四百三十六号

新井土地改良区（一志郡小野江村）から、次のとおり監事の就任ならびに退任の届出があつたから、土地改良法第十八条第十一項の規定により公告する。
昭和二十九年六月五日

一 就任

三重県知事 青木 理

監事 一志郡小野江村大字舞出 中山重次郎

“ “ “ 天白村大字中道 伊藤健次郎（重任）

“ “ “ 小野江村大字小野江 枝川反次郎（重任）

“ “ “ 鷗村大字星合 野田 修（重任）

二 退 任

監事 一志郡小野江村舞出 田中 平吉

通知照會

◎広第五三三三号

昭和二十九年六月五日

総務部長

各地方事務所長殿
各市町村長殿

町村合併等に伴う宗教法人規則の変更手続につ
いて(依頼)

町村合併等により、宗教法人の意思にかかわらず宗教法人の規則中、事務所その他の所在地を変更する必要が生じたときは宗教法人法第二十六条第一項の規定による認証の申請その他の手続を経る必要なく、宗教法人において、その規則を変更した後そのことを地方事務所経由のうえ知事に届け出るよう御指導をお願いします。

なお、行政区画の変更に伴う番地の変更は、法務局および支局、出張所に変更登記の申請を必要としますから、念のため申し添えます。

◎教社第四一九号

昭和二十九年六月五日

三重県生活改善協議会会長 角 永 清

各地方事務所長殿
各市町村長殿
各小、中、高等学校長殿
各出張所長殿
各地方教育委員会殿
各種団体長殿

時間勵行強調運動について(依頼)

右のことにつきまして、従来より種々御配慮をいただいておりますが、きたる六月十日の時の記念日を一契機として、つぎの要項によつて県下一円に時間勵行強調運動を展開し、その普及徹底を図りたいと考えますから、この実施について格別の御指導、御配慮をお願いします。

一 趣 旨 時間勵行強調運動の要項

生活の合理化、能率化は、個人の生活においても社会生活においても緊要なことであり、その基盤として時間勵行は最も身近な問題である。近時各地域において生活改善運動が活発となりその一環として時間勵行を取り上げられてはいるがその徹底にはなお多くの課題が残されている現状にかんがみ、六月十日の時の記念日を一契機として各地域社会の実態に即した計画により各機関、各団体協力のもとに、継続的な強調運動を展開しその徹底を期する。

二 運動方針

- 1 各地域社会の実態に即した自主活動に重点をおく。
- 2 合理性を尊重する意識の向上を重視し発展性のある運動とする。
- 3 継続的な実践運動とする。
- 4 各機関各団体の連絡提携により社会的な運動とする。

三 望ましい実施事例

- 1 時間勵行協議会、討論会の開催
- 2 各地域ごとに最も適当と思われる時期に年間数回(時間勵行強調週間)を設ける。
- 3 標語、ポスターの募集ならびに作成配付。
- 4 小、中、高校の児童生徒により適当な手段で啓蒙活動にあたる。

備考

- 1 三重県生活改善協議会とは、生活改善に関係ある行政機関の部、局、課で構成する連絡協議の会である。
- 2 新聞、ラジオ、その他の報導機関を通じての紹介ならびにこの運動推進のための資料としたので時間勵行の相当徹底している地域または団体の実践状況を次の様式により六月末日までに三重県教育委員会事務局社会教育課あて報告願います。

時間勵行に関する報告書	地域名、または団体名
代表者氏名	
提唱の動機	主な提唱者
	現在に至る経過
	特に努力した事項

雑 報

◎理容師、美容師免許証の無効について

三重県環境衛生課

次の免許証は、紛失により無効とした旨関係の府県から通知があつた。

なお、発見の際は、最寄りの保健所へ連絡して下さい。

種別	免許証番号	交付年月日	本籍	氏名	生年月日
理容	大阪府 第二〇、〇元号	昭和七、八二六	広島県	井上 博之	昭九、九、三
	第二、〇〇〇号	二六、六三〇	大阪府	仲田 栄三	昭二〇、三、一六
	第五、五八号	三三、六三〇		阪口申次郎	明四、一、一
	第六、〇〇〇号	三三、六三〇	島根県	山中豊次郎	明三、六、二〇
	第八、五九号	三五、三、三	大阪府	関 一三	大五、七、三六
	徳島県 第一、四三三号	三六、三、三元	徳島県	郡 恒男	昭七、一、二一
美容	第五五号	二四、三、三		榎方ミユキ	大二〇、一、一九

